

議会運営委員会

令和3年7月5日
委員会室

1 開 会

2 協議事項

- (1) 第83回9月定例会の日程等について
- (2) 第82回6月定例会の反省等について
- (3) 議会基本条例の検証について
- (4) 事務組合議会議員及び各種審議会協議会委員等選出（案）について

3 その他

4 次回の議会運営委員会開催日について

- ・ 7月15日（木） 午前9時30分から

第83回西脇市議会 9月定例会の日程等について

記

1 招集予定日と主な議案

(1) 招集予定日

令和3年9月1日（水）午前10時

(2) 提出予定の主な議案

ア 補正予算（令和3年度一般会計ほか）

イ 歳入歳出決算（令和2年度一般会計ほか）

ウ その他

2 日程及び会期等

(1) 日 程

8月25日（水）午前9時30分から 議会運営委員会

30日（月）午前9時30分から 議案説明会

9月1日（水）午前9時30分から 議員協議会

午前10時00分から 本会議（第1日）

（本会議終了後、資料請求調整会）

2日（木）正午 議案質疑通告締切

決算審査意見書に対する質疑締切

7日（火）午前10時00分から 本会議（第2日）

（本会議終了後、決算審査意見書に対する質疑応答）

（上記終了後、決算特別委員会質疑調整会）

8日（水）午前9時30分から 文教民生常任委員会

9日（木）午前9時30分から 総務産業常任委員会

10日（金）午前9時30分から 予算常任委員会

終了後 決算特別委員会

13日（月）午前9時30分から 決算特別委員会

14日（火）午前9時30分から 決算特別委員会

15日（水）委員会予備日

16日（木）正午 一般質問通告締切

17日（金）正午 討論通告締切

（一般質問の通告数等により、午後1時30分から議会運営委員会を開催）

24日（金）午前9時30分から 議員協議会

午前10時00分から 本会議（第3日）

27日（月）午前10時00分から 本会議（第4日）

28日（火）予備日

29日（水）午前9時30分から 議会運営委員会

(2) 会 期

9月1日（水）から9月28日（火）までの28日間

3 今後の日程について

7月5日（月）午後1時30分から	議員協議会
6日（火）午前9時30分から	広報広聴特別委員会協議会
9日（金）午前9時30分から	文教民生常任委員会
15日（木）午前9時30分から	議会運営委員会
8月5日（木）午後7時30分から	議会と語ろう会（オンライン）
6日（金）午前9時30分から 午後1時30分から	総務産業常任委員会 文教民生常任委員会
10日（火）午前9時30分から	議員協議会
19日（木）午前中	議員研修会（監査について）
25日（水）午前9時30分から	議会運営委員会

第82回6月定例会の反省（委員会提出議案の討論の取扱い）について

1 事実

委員会提出議案第5号 「広域連携による新型コロナウイルスワクチン接種加速化に伴い必要となるワクチンの全量分配を求める意見書」の審議において、高瀬議員が賛成討論を行いかけたところ、「提出者は討論できない」との声があり、その声を受け、終了となった。

2 委員長の反対討論についての過去の議運での審議状況

平成27年6月22日	委員長反対のため少人数学級云々の意見書は議員提出議案となる。 この結果を受け、状況調査の上、改めて審議することとなる。
平成27年7月16日	賛否が分かれた請願審査に係る意見書の取扱い 全員一致、賛成多数の別にかかわらず、委員会の決定であることから、採択に伴い提出される意見書は「委員会提出議案」として扱う。 委員長が請願に反対する場合、委員会において進行を副委員長が交代して討論を行う。 →委員長が可能なら、当該委員会構成員は当然に討論可能？ (あくまで委員会では可能であるが、本会議では疑問は残ったまま)
令和2年1月17日	委員長の反対討論について ○委員会付託案件 賛成多数の委員長報告 → 委員長の反対討論は可能 ○委員会提出議案 (議員提出議案とすべきとの意見があったが…)

☞以上から、現状は、

①委員会提出議案は、全員一致、賛成多数を問わず委員会の決定で提出できる。

②委員会での委員長の反対討論は、進行を交代した上でなら可能、また、本会議においても可能である。ただし、委員会付託案件については整理済みであるが、委員会提出議案の場合においては、整理が不十分と考えられる。

3 法令の規定はどうなっているのか

(1) 委員会提出議案の提出要件

特に要件はない。

→委員会の通常運営どおり、賛成多数で決定すれば提出は可能である。

なお、会議規則からも提出者は委員長である。

(2) 討論

討論についても、特に制限はない。

→委員長の討論についても、法令に何ら禁止する規定はなく、委員長は委員会の代表としての身分と議員個人としての身分も有しており、全員一致の委員長報告後でも、委員会で意思を表明していないことから可能であるとされている。

(※本市議会では、賛成多数の場合のみ、委員長の反対討論を認めている。)

当該委員会構成員の討論についても可能とされている。

4 運用面からの課題等

- (1) 委員会付託案件の場合は、委員会で賛成多数の結果があれば、本会議での委員長報告の後、当該委員長の反対討論は可能（委員会で委員長のみ反対の場合は、副委員長と進行を交代し、委員会での委員長の反対討論要）としており、法解釈より厳しいが、妥当な運用であると考えられる。 ⇒⇒⇒ 現行どおり

→よって、当該委員会構成員の討論も可能と考えられる。

- (2) 委員会提出議案を賛成多数で提出した場合、委員会の採決に反対した議員の反対討論の機会は保障されるべきであり、反対討論が可能なら賛成討論も可能と考えられる。

★先例では、なぜ、提出者は討論できないこととなったのか★

提出者は、提案説明を行うことから事実上の賛成討論を行っていると考えられ、討論は一議題につき1人1回という原則（討論1回の原則）の趣旨に反することから、提出者の賛成討論は好ましい運営ではないとされている。

ただし、提案者が複数であり提案説明を行っていない者が賛成討論を行う場合は、この問題は生じないことになる。議員提出議案の賛成者も同様と考えられている。

また、会議規則から、委員会提出議案の提出者は委員長とされており、上記から当該委員会構成員の賛成討論も可能と考えるが、全員一致で提出された場合で反対討論のない中で当該委員会構成員が賛成討論をすることにはいささか疑問がある（←全国市議会議長会回答：委員会付託案件とは若干取扱いが異なるのではないか。）。

「討論」とは、表決の前に、議題となっている案件に対し、賛成か反対かの自己の意見を表明することをいうが、単に自己の賛否の意見を明らかにするだけでなく、意見の異なる相手を自己に同調させようと努めることにこそ意義がある。

- (3) 委員会提出議案での委員長の反対討論は、委員会の代表として提案説明を行い、議員個人として反対討論を行うものであるが、実務上はやはり適当でなく、副委員長の提案も不可能ではないが「委員長が欠けたときや事故あるとき」に限られ、委員長が本会議で反対討論を行うことを前提に考えると、可能性としては委員長が職務を放棄したような場合しか想定できない。

また、委員会の意思決定に反する本会議での委員長の討論は、中立公平性を高く求められる委員長が、議員としてもそのような意思を表明することは適当でないといわれている。→委員長が反対の意思を表明した場合は、議員提出議案での対応を検討するのが望ましい。

議員提出議案となった場合において、当該委員会の過半数の者が当該議案の提出者（賛成者を含む。）となったときは、委員会付託の意義も薄いと考えられる。

5 結論（案）

- (1) 委員会提出議案の提出は、委員会の過半数で決する（現行どおり）が、委員長が反対の意思を明らかにした場合は、議員提出議案（当該委員会構成員の過半数の提出（賛成者含む。）となった場合は委員会付託も省略）とする。
- (2) 委員会付託案件の委員長の反対討論は、委員会での採決が賛成多数であった場合のみ可能（現行どおり）
- (3) 委員会提出議案の委員長以外の委員会構成員の賛成討論も可能。ただし、全員一致で提出した場合で、反対討論のない中での賛成討論は意義が薄く控えることとする。

事務組合議会議員及び各種審議会協議会委員等選出（案）

令和3年7月5日 議会運営委員会

名 称	人数	選 出 分 野	備 考
北播衛生事務組合議会議員	3	文教民生から2人	組合副議長に就任
		総務産業から1人	
北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園議会議員	2	文教民生から2人	監査委員に就任※
播磨内陸医務事業組合議会議員	2	文教民生から2人	隔年で監査委員に就任
西脇多可行政事務組合議会議員	5	正副議長経験者から1人	組合議長に就任 議会運営委員会で選考
		総務産業から2人 文教民生から2人	
氷上多可衛生事務組合議会議員	1	—	—
北はりま消防組合議会議員	2	正副議長経験者から1人	組合議長に就任 議会運営委員会で選考
		文教民生委員長	委員長充て職
都市計画審議会委員	5	総務産業正副委員長 総務産業から1人	正副委員長充て職
		文教民生から2人	
北はりまハイランド推進協議会委員	1	議長	充て職
主要地方道西脇八千代市川線整備促進期成同盟会	3	議長	充て職
		総務産業正副委員長	正副委員長充て職
主要地方道西脇篠山線整備促進期成同盟会	2	議長	充て職
		総務産業委員長	委員長充て職
加古川中流域整備促進期成同盟会	2	議長	充て職
		総務産業委員長	委員長充て職
国道427号・都市計画道路西脇上戸田線整備促進期成同盟会	2	議長	充て職
		総務産業委員長	委員長充て職
加古川改修促進期成同盟会	1	議長	充て職
北播磨ハイランド・ふるさと街道整備促進期成同盟会	2	議長	充て職
		総務産業委員長	委員長充て職
国道175号整備促進期成同盟会	1	議長	充て職

※北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園議会議員にあつては、令和4年3月改選時から適用

事務組合議会議員及び各種審議会協議会委員等選出

令和2年12月22日 議会運営委員会

名 称	人数	選 出 分 野	備 考
北播衛生事務組合議会議員	3	文教民生から2人	組合副議長に就任
		総務産業から1人	
北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園議会議員	2	文教民生から2人	3年に1度組合副議長・監査委員就任(令和4年4月見直し)
北播磨清掃事務組合議会議員 (令和2年3月末をもって解散)	5	正副議長経験者から1人	組合議長に就任 議会運営委員会で選考
		総務産業から2人 文教民生から2人	
播磨内陸医務事業組合議会議員	2	文教民生から2人	隔年で監査委員就任
西脇多可行政事務組合議会議員	5	正副議長経験者から1人	組合議長に就任 議会運営委員会で選考
		総務産業から2人 文教民生から2人	
氷上多可衛生事務組合議会議員	1	—	—
北はりま消防組合議会議員	2	正副議長経験者から1人	組合議長に就任 議会運営委員会で選考
		文教民生委員長	委員長充て職
都市計画審議会委員	5	総務産業正副委員長 総務産業から1人	正副委員長充て職
		文教民生から2人	
北はりまハイランド推進協議会委員	1	議長	充て職
主要地方道西脇八千代市川線 整備促進期成同盟会	3	議長	充て職
		総務産業正副委員長	正副委員長充て職
主要地方道西脇篠山線整備促進 期成同盟会	2	議長	充て職
		総務産業委員長	委員長充て職
加古川中流域整備促進期成同盟会	2	議長	充て職
		総務産業委員長	委員長充て職
国道427号・都市計画道路西脇 上戸田線整備促進期成同盟会	2	議長	充て職
		総務産業委員長	委員長充て職
加古川改修促進期成同盟会	1	議長	充て職
北播磨ハイランド・ふるさと街道 整備促進期成同盟会	2	議長	充て職
		総務産業委員長	委員長充て職
国道175号整備促進期成同盟会	1	議長	充て職